

所得税と住民税の寄付金控除

個人が寄付をしたとき

税理士
中山史子



個人が寄付をしたときには、所得税と住民税が減額される制度があります。今年、テレビやインターネットの報道で、ウクライナへの義援金が話題になっていますので、寄付をされた顧客も多いかもしれません。個人の寄付金に係る税制は、所得税の所得控除および税額控除、住民税の税額控除と3つあり、寄付先ごとに税の取り扱いについて判断が必要になり、とても複雑です。個人が寄付をした際の税の取り扱いについて、一覧表をもとに解説をします。

所得税の所得控除と税額控除

所得税では寄付金について①所得控除と②税額控除の2つの制度があります。どちらか有利な方を選択できますが、税額控除のほうが有利になるケースがほとんどです。寄付金が控除の対象となるかどうかの判断は、領収書に記載している文言や交付された証明書、各団体のホームページ等から行います。表中の※の領収書、証明書の文言を参考にしてください。

- ①所得控除(寄付金控除) = その年に支出した寄付金の額の合計額(※) - 2千円(※寄付金の額は、その年の総所得金額の40%相当額が限度。②も同様)
- ②税額控除 = (その年に支出した寄付金の額の合計額 - 2千円) × 40%(政党等に寄付したときは30%) 税額控除額は所得税額の25%が限度です。

必要書類：領収書や証明書の提出

寄付金の控除を受けるためには、確定申告書に領収書、控除対象法人である証明書、所定の計算明細書等の添付が必要です(表中「添付書類※」)。なお、e-Taxによる申告では、内訳を入力すれば領収書・証明書の書類の提出を省略できます。

住民税の寄付金税額控除

住民税の税額控除

次のそれぞれの額が都道府県民税と市町村民税から控除されます。寄付金の額は総所得の30%相当額が限度です。

- ①都道府県・市町村(ふるさと納税)…寄付金の額(2千円を除く。以下同じ) × 10% + 特例控除額
- ②納税者の住所地の都道府県の赤十字社の支部、共同募金会の支部…寄付金の額 × 10%
- ③納税者の住所地の都道府県の条例で指定された寄付金…寄付金の額 × 4%
- ④納税者の住所地の市町村の条例で指定された寄付金…寄付金の額 × 6%

ふるさと納税の特例控除額

返礼品で人気のふるさと納税は、通常の住民税の税額控除(寄付金の額の10%)に加えて、「特例控除額」が住民税から控除されます。特例控除額は住民税額の20%が限度ですが、限度額以下であれば、ふるさと納税の全額(2千円を除く)が、所得税と住民税から控除される計算になっています。特例控除額が適用される寄付金は、総務大臣が指定した都道府県・市町村に対するものですので、返礼品がある寄付金だけでなく、地方への災害義援金や、県立高校や公立図書館等への寄付金も、「ふるさと納税」扱いになり特例控除額の適用が可能です。

日本赤十字社と共同募金会への寄付金

共同募金会は社会福祉法人ですので、所得控除、税額控除の選択適用が可能です(表中4)。赤十字社は日本赤十字社法により設立された特殊法人であり、所得税の所得控除は適用できますが、税

額控除はありません(表中3)。住民税については両社の取り扱いは表のとおり同様です。なお、両社を通じて集められる国内義援金は、都道府県・市町村に寄付したものと、ふるさと納税の扱い(特例控除額あり)になります。

学校への寄付金

寄付先の学校によって税の取り扱いは異なります。公立高校などの地方公共団体が設立している学校は、都道府県・市町村に対する寄付金として、所得控除は適用可能、税額控除は適用不可、住民税はふるさと納税の扱いとなります(表中2)。

個人が寄付をした場合の取り扱い

No.	寄附先	所得税 所得控除				選択適用				所得税 税額控除		住民税控除		
		種類	条文	適用	添付書類	種類	条文	適用	添付書類	都道府県民税	市町村民税			
1	国	国	特定寄附金	所法78②一	○	※1			×				×	
2	都道府県・市町村(国内義援金、ふるさと納税など)	地方	特定寄附金	所法78②一	○	※1			×				○ふるさと納税	
3	日本赤十字社	特定公益増進法人	財務大臣の指定寄附金	日本赤十字社を通じた地方公共団体への義援金	地方	所法78②一	○	※1		×			○ふるさと納税	
				住所地の都道府県の支部		所法78②二、三	○	※1		×			○共同募金・日赤	
				住所地以外の都道府県の支部		所法78②二、三	○	※1		×			×	
				日本赤十字社 本社		所法78②二、三	○	※1		×			住所地の条例指定○	
4	共同募金会	特定公益増進法人	財務大臣の指定寄附金	共同募金会を通じた地方公共団体への義援金	地方	所法78②一	○	※1		×			○ふるさと納税	
				住所地の都道府県の共同募金会		所法78②二、三	○	※1	公益社団法人等寄附金特別控除	措置法41の18の3①一	○	※4		○共同募金・日赤
				住所地以外の都道府県の共同募金会		所法78②二、三	○	※1	公益社団法人等寄附金特別控除	措置法41の18の3①一	○	※4		×
				中央共同募金会		所法78②二、三	○	※1	公益社団法人等寄附金特別控除	措置法41の18の3①一	○	※4		住所地の条例指定○
5	公益社団法人・公益財団法人													
6	社会福祉法人(共同募金以外)、更生保護法人	特定公益増進法人	特定寄附金	所法78②三	○	※2			公益社団法人等寄附金特別控除	措置法41の18の3①一	○	※4		
7	私立学校法人、専修学校、各種学校(入学金は除く)								公益社団法人等寄附金特別控除	措置法41の18の3①一	○	※3		
8	国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人日本学生支援機構、大学共同利用機関法人	財務大臣の指定寄附金	特定寄附金	所法78②二	○	※1			公益社団法人等寄附金特別控除	修学や雇用支援のための措置法41の18の3①二、三	○	※5	住所地の都道府県の条例で指定されたもの○	住所地の市区町村の条例で指定されたもの○
				所法78②二	○	※1			認定NPO法人等寄附金特別控除	措置法41の18の2	○	※7		
9	NPO法人			認定NPO法人等寄附金					認定NPO法人等寄附金特別控除	措置法41の18の2	○	※6		
				②①以外のNPO法人										
10	政党等に対する政治活動に関する寄附金			政党等寄附金					政党等寄附金特別控除	措置法41の18	○	※8		×
11	財務大臣の指定する寄附金(災害復旧支援等)	財務大臣の指定寄附金		所法78②二	○	※1								
12	独立行政法人(上記以外)、地方独立行政法人、自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団	特定公益増進法人	特定寄附金	所法78②三	○	※2	※10			×			住所地の都道府県の条例で指定されたもの○	住所地の市区町村の条例で指定されたもの○
13	一定の特定公益信託に対し支出した金銭			公益信託						所法78③	○	※11		

※1 領収書(受領した者の名称、受領した旨、金額、受領年月日)

※2 領収書(※1の記載内容、当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨)

※3 ※2の領収書および私立学校法に規定する所轄庁の所得税法施行令第217条第4号の法人に該当する旨を証する書類

※4 領収書(※1の記載内容、主たる目的である業務に関連する所法78②三号に規定する寄附金である旨)

・税額控除に係る証明書(租税特別措置法施行令第26の28の2の要件を満たすことの証明書)

・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

※5 領収書(※1の記載内容、修学の支援のための事業や、不安定な雇用状態にある研究者への助成に宛てられる寄附金である旨)

・税額控除に係る証明書(租税特別措置法施行令第26の28の2の要件を満たすことの証明書)

・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

※6 領収書(※1の記載内容、特定非営利活動に関連する寄附金である旨)

※7 ※6の領収書および「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」

※8 総務大臣または選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」

※9 ※8の書類および「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」

※10 地方独立行政法人である場合には、設立団体の旨を証する書類

※11 領収書(※1の記載内容、受領した金銭が特定公益信託の信託財産とするためのものである旨)

・所得税法施行令第217条の2第3項に規定する主務大臣の認定に係る書類

【総務省HPを参考にしている】